

## 武蔵野市自殺対策計画（仮称）策定委員会傍聴要領（案）

## （目的）

第 1 条 この要領は、武蔵野市自殺対策計画（仮称）策定委員会設置要綱（平成30年6月20日施行）の規定に基づき設置した武蔵野市自殺対策計画（仮称）策定委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## （会議の公開原則）

第 2 条 委員会の会議は、公開する。ただし、会議を非公開とする委員会の議決があったときは、この限りでない。

## （傍聴人の定数）

第 3 条 傍聴の受付は先着順とし、定数は15人以内とする。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、定数を超えて傍聴させることができる。

## （傍聴の手続き）

第 4 条 傍聴を希望する者は、会議当日、傍聴申込書に住所、氏名及び電話番号を記入しなければならない。

## （傍聴人の守るべき事項）

第 5 条 傍聴人は、用意された席で、静粛に良識ある態度で傍聴しなければならない。なお、会議の進行を行う者から、特に求められた場合を除いて、発言はできない。

## （撮影及び録音）

第 6 条 傍聴人は、傍聴席において写真等の撮影や、録音等を行ってはならない。ただし、委員長が特に認めた場合は、この限りではない。

## （係員の指示）

第 7 条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

## （違反に対する措置）

第 8 条 傍聴人がこの要領に違反したときは、会議の進行を行う者はこれを制止し、その命令に従わないときは、委員長はこれを制止し、従わない場合は、当該傍聴者を退場させることができる。

## 付 則

この要領は、平成30年7月17日から施行する。